

令和元年度調達等合理化計画の自己評価

(元年度調達等合理化計画)

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

(1) 競争入札等における一者応札に関する調達

競争入札等において、一者応札となった調達案件が一定程度を占めていることから、令和元年度においても継続して、①～④の取組を実施するとともに、新たに⑤の取組を実施することで、適正な調達を目指す。【当該取組の実施結果】

- ① 入札説明会参加者に対するアンケート及びヒアリングにより、入札に参加しなかった理由を分析し、対策を講ずる。
- ② 特に定例的な調達案件、期限到来型の調達案件、4月を期初とする調達案件等については、予め調達時期が分かる案件でもあり、公告期間の十分な確保や調達時期の前倒し等有効性のある対策を実施する。
- ③ 緊急案件を除き、定期的に調達予定をホームページに掲載する。
- ④ 契約締結から履行開始までの期間や契約期間は、十分な期間を設ける。
- ⑤ 複数年契約により1件あたりの調達規模を拡大する。

(2) 少額の随意契約におけるオープンカウンター方式による調達

少額であったとしても競争性の可能性のあるものについては、一般競争入札と同様に削減を図る観点から、令和元年度においても継続して、少額随意契約に対するオープンカウンター方式による調達を実施することで、適正な調達を目指す。【当該取組の実施結果】

(自己評価)

1. 取組内容

- (1) 令和元年度の一者応札・応募の状況は、平成30年度と比較して、契約件数は11件(39件→50件)、28.2%の増(一者応札17件増、一者応募7件減、企画競争1件増)であり、主な増加要因は、初度の入札が不調となり再調達を行ったことで一者応札が増加したこと(5件)であった。契約金額は1億円(29億円→28億円)、3.4%の減(一者応札0.3億円増、一者応募1.3億円減)となった。主な要因としては、従前公募を行っていたが実施できる者が限定されることから、随意契約へ移行(1億円)したことによるものであった。
- (2) 一般競争入札における一者応札は90件中33件(36.7%)であり、平成30年度の75件中16件(21.3%)と比較して17件、15.4ポイントの増となった。そのうち、入札説明会に複数事業者が参加していた案件は22件であり、入札に参加しなかった理由をヒアリングしたところ、「案件に割けるエンジニアの確保等のリソースに限りがあるため、優先順位をつけざるを得なかった」、「公告期間及び契約締結から業務開始までの期間を十分確保していなかったため参入を見送った」などの意見があった。
- (3) 前年度と業務内容に変更のない定例的な4月開始のシステム運用・保守に係る調達及び4月開始の定例的な案件については3月中旬までに全ての案件の調達を終え、契約締結から履行開始(納期)までの十分な期間の確保を図った。
- (4) 入札情報は、調達を実施する際に入札公告をホームページに掲載するだけでなく、四半期ごとの調達予定案件を事前にホームページで公表することで、入札参加が予想される事業者に長く調達情報のPR

を行うなど周知を図り、多くの事業者に対して入札への参加を検討する時間的余裕を確保するとともに、入札案件に関連する事業者に対して広く情報提供を行うよう改善を図った。

(5) 複数年契約による調達規模の拡大については、1件について調達を実施し適正な調達を図った。

(6) 少額であったとしても、競争性の可能性があり、経費削減効果が見込まれる案件については、オープンカウンター方式による調達を実施し、適正な調達を図った。

2. 取組効果

30年度は一般競争入札75件のうち一者応札は16件(21.3%)だったが、元年度は90件のうち33件(36.7%)となり件数及び割合はともに増加した。

本年は一者応札であった案件について、公告期間と入札説明会の状況を分析したところ、政府調達及び再調達以外の一般競争入札で、公告期間が平均値より長かった調達では、全ての調達で入札説明会に複数の参加者があり、平均値より短かった調達では、説明会に複数の参加があったものは半数であった。また、それらの落札率は、公告期間の長かった調達は88.3%。公告期間の短かった調達は96.5%であり、公告期間の長い調達では一定の競争が働いていることが確認できた。

一方、政府調達の落札率は73.4%であった。政府調達と一般競争入札との違いは、公告期間が40日以上としていることから広く周知されていること。また、入札説明会への参加を応札条件としていないことから、応札者数が何者になるか開札まで確定されない状況であり、この要因により競争が働いていると推察される。

よって、調達予定の公表や公告期間の十分な確保が競争につながると考えられることから、引き続きこれらを講じる。また、現在は入札説明会の参加を応札要件とすることで、仕様書等に関する説明を詳細に行えるなどのメリットがある一方、説明会参加者数が1者である場合は競争が働かないなどのデメリットがあることを勘案し、仕様書をより詳細に記載しわかりやすいものとし、原則として入札説明会の参加を応札要件から外すことを検討する。

その他、オープンカウンター方式により、少額の随意契約案件17件について実施し、当初の見積もりよりも14.7%の経費が削減された。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約等に関するチェック体制の徹底

少額随意契約以外の随意契約及び企画競争・公募により契約を締結することとなる案件(不動産賃貸借契約及びこれに付随する契約を除く。)については、事前に契約監視委員会に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

また、総合評価落札方式の一般競争入札により契約を締結することとなる案件についても、当面の間、事前に契約監視委員会に報告し、契約方式及び競争性確保の観点から点検を受けることとする。

ただし、いずれの場合も、合理的な理由による緊急調達が必要になった場合等止むを得ないと認められる場合は、機構に設置した調達等合理化検討委員会に事前に報告し、同様の観点から点検を受けるほか、契約監視委員会においても事後的に報告を行うこととする。【契約監視委員会及び調達等合理化検討委員会による点検実績】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

厚生労働省所管の他法人において発生した不適切な行為を踏まえて、厚生労働省が発出した「独立行政法人における調達等の適切な手続きについて」(平成27年6月3日付厚生労働省発会0603第1号厚生労働大臣官房長通知)に基づき作成した「調達事務を適正に進めるための遵守事項」を調達担当職員に対し周知徹底するとともに、引き続き不祥事の発生の未然防止・再発防止に努めることとする。【実施結果】

(自己評価)

1. 取組内容

(1) 最低価格落札方式以外の調達予定案件について契約監視委員会における事前点検(55件)を行った。また、少額随意契約についてもオープンカウンター方式による調達を行うなど、競争性のある調達手続きの実施に努めた。

(契約監視委員会における事前点検件数)

- ・R1. 6.13 開催 9件(随契4、公募1、総合4)
- ・R1.10. 3 開催 0件
- ・R1.12.12 開催 32件(随契24、公募4、総合4)
- ・R2. 3.10 開催 14件(随契13、総合1)

(2) 厚生労働省が発出した「独立行政法人における調達等の適切な手続きについて」(平成27年6月3日付厚生労働省発会0603第1号厚生労働大臣官房長通知)に基づき、平成28年3月に作成した「調達事務を適正に進めるための遵守事項」の周知を引き続き図った。